

保健医療学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻ポリシー

4. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）DP

本専攻が目指すところは、本学の人材育成方針に則り社会に求められる臨床家、作業療法士を育成するところにあり、その具体的な要件を示す。

- ① 作業療法士国家試験に合格できる知識を修得している（専門知識・技術）
- ② 作業療法実践現場に必要な最低限の知識と技術を修得している（専門知識・技術）
- ③ 対象者のために作業療法士として何が出来るかを真摯に考える態度が備わっている（献身・共感・自負・創造）
- ④ 対象者の問題解決に関わる様々な職種（能）と良好な関係を構築するコミュニケーションスキルと管理調整能力を身につけている（傾聴とコミュニケーション）

5. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）CP

ディプロマポリシーに示された要件を満たす作業療法士を育成するため、履修系統図に示すような段階的、階層的学びを可能とするカリキュラム編成とする。

- ① 段階的・階層的に学び、また振り返りを可能にするカリキュラム編成とする（DP1、2）
教育課程および履修系統図に示すとおり、教養、専門基礎知識、専門知識及び技術、臨床実践能力が階層的に修得できるように配置する。
- ② 作業療法学全体および国家試験体系におけるそれぞれの科目の位置づけを明確に教授する（DP1、2）
本カリキュラムは学年制であり、各段階の習得が認められたうえで次段階へ進むことが出来る。各段階で修得できなかった場合は、その段階の専門科目を再修得しなければならない仕組みとする。科目や学習内容を、国際生活機能分類等を参考に、その位置づけと必要性を確認し教示する。国家試験出題基準等をとおして、科目がどこに位置づけられているかが教授側、学生側の両者が確認できるようにシラバスに基準を記載する。
- ③ 実践現場で十分な能力が発揮できるよう、実習や演習を講義科目と連携させ、知識と技術の統合を図ることができる（DP1、2、3、4）
各学年に講義内容や学習段階に応じた学内演習および臨床実習を配置し、その前後にも学習機会を設けて、知識と技術の統合を促す。
- ④ 他者の主張や思いを理解して適切に対応する能力の習得が出来る（DP3、4）
経験と指導をとおして習得できるように、科目内や学年を越えたグループ活動を配置することで学生同士のコミュニケーションの機会を設ける。
また、対教員、学内作業療法実習による対象への対応、臨床実習における対象者、指導者、関係者

とのコミュニケーションの機会を提供する。

- ⑤ 自ら学び探求する能力を養うための講義や演習を実施する（DP1、2、3、4）

卒業研究をとおして実践できるように指導する。

科目内や学年を越えたグループ活動により、探究する能力を養えるような課題を設定する。

※DPとは、ディプロマポリシーを示す。